

大阪府生活福祉資金 福祉資金貸付のごあんない

この貸付制度は、低所得者、障がい者または高齢者の世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とするものです。

▶ 対象となる世帯：世帯への貸付です。原則として生計中心者が借入申込者となります。

- ① 大阪府内に居住されている世帯（居住地と住民票が一致していること）。
- ② 世帯収入が下記の収入基準表にあてはまる世帯。
- ③ 外国籍の方の場合には在留資格を持ち、将来とも永住が確実に見込まれること。
（特別永住者・永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等に限る）

【収入基準表】 令和7年4月現在

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
世帯の収入基準 (低所得世帯)	89,000円 ～ 160,000円	136,000円 ～ 246,000円	162,000円 ～ 293,000円	195,000円 ～ 351,000円	215,000円 ～ 388,000円	245,000円 ～ 442,000円

収入基準は資金の種類や世帯状況等によって変わる場合があります。ご相談ください。

【生活保護受給世帯への貸付について】

生活保護の実施機関において当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められた場合に限りです。まずは担当ケースワーカーにご相談ください。なお各種扶助が優先となります。また原則として『その者の収入認定において収入から除外して認定されるとともに、貸付金の元金および利子を償還する場合にあっては、その者の収入認定において、その償還金を控除して認定されること』になっており、収入認定除外できない世帯は本資金の対象になりません（生活必需品等購入費用は除く）。

生活保護申請・受給のための転宅費は経済的自立を目的とする本貸付の対象となりません。

▶ 対象とならない世帯

- ① 「生活福祉資金」（離職者支援資金、総合支援資金も含む、以下同じ）の連帯保証人がいる世帯。
- ② 「生活福祉資金」「小口生活資金」等の公的資金を借り、滞納（又は猶予）している世帯、および元世帯員。
なお、償還の観点から一部の資金用途以外の重複貸付は認めていません。
- ③ 「母子・父子・寡婦福祉資金」「その他の公的資金」を利用でき、必要な資金を賄える世帯。
- ④ 破産申立手続中の世帯（特定調停、民事再生、任意整理等を含む）。
- ⑤ 大阪府社会福祉協議会が債権保有する資金(コロナ特例貸付を除く)に対し破産申し立てをした人がいる世帯。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が属する世帯。

【申込みにあたってご留意いただきたいこと】

1. 借金返済（又は先に立替えた資金に充てる）という理由では貸付できません。
2. 他の公的な給付や貸付の制度が利用できる場合には、そちらを優先して利用いただきます。
3. 返済能力を超えないようご注意ください。返済が見込めないと判断した場合、利用できません。
4. 借受後返済が滞ることのないようにしてください。返済が困難な時はすぐにご相談ください。
5. 申込みにかかる諸経費は、申込者等にご負担いただきます。
6. ご提出いただいた申込み書類は一切返却いたしませんのでご了承ください。
7. 審査結果が「不承認」や「減額」となった場合、その理由についてはお答えできませんのでご了承ください。

相談・申込みはお住まいの市区町村社会福祉協議会へお問い合わせください

▶ 貸付内容：別表「生活福祉資金 福祉資金一覧表」のとおり

資金の利用目的ごとに貸付要件や提出書類が異なります。相談内容に応じてご案内します。

▶ 申込みに必要な書類 ☆は所定様式

① 借入申込書☆

② 本人確認（借入申込者）ができる官公署が発行した写真付の証明書

③ 住民票（世帯全員が記載され、続柄が明記されている3か月以内発行のもの。外国籍の場合は在留資格が明記）

④ 借入申込者と同居（単身赴任等で別居の場合はその方も含む）で収入のある方全員（常勤雇用でない未成年者は除く）の現在の所得を証明する書類。

例）直近の「府・市町村民税課税証明書（全事項証明のもの）」「源泉徴収票」「確定申告(写)」

▶ 生活保護世帯の場合は、福祉事務所長(大阪市内は保健福祉センター所長)の保護意見書☆

⑤ 生活福祉資金貸付事業に係る同意書☆

⑥ 福祉資金の申込みにあたって必要性や経費が分かる書類 ※ 別表「生活福祉資金 福祉資金一覧表」参照

⑦ その他必要関係書類（例、債務等がある場合、その残高や返済状況がわかる書類等）

▶ 連帯保証人等の設定

・原則として、資金の貸付には連帯保証人が必要です。連帯保証人が設定できない場合も申込みできますが有利子(年利1.5%)での貸付となります。但し「65歳以上の方」「生活保護受給をされている方」等が申込む場合は連帯保証人の設定が必須となります（生活必需品等購入費用は除く）。

・連帯保証人は、**借入世帯とは別世帯の65歳未満で安定した収入(住民税課税程度)がある方**です。なお本会の各種資金を利用していたり、すでに他資金で連帯保証人として設定されている方は連帯保証人になれません。

・世帯に属する方が就学または技能を習得するために「**技能習得に必要な経費**」を申込みする場合、当該者が借入申込者となり、世帯の生計中心者が連帯債務を負担する連帯借受人となる必要があります。なお生計中心者が技能習得する場合は、連帯保証人を設定することが必須です。

▶ 申込みの手続き

まずは、お住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。申込みにあたっては、市区町村社会福祉協議会にて借入申込者・連帯借受人と面談を行います。なお本資金は民生委員の支援に基づく制度であり、貸付の利用については必要な時に相談できるよう ※ 民生委員と共有します。

※ **民生委員は民生委員法により、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談などの活動を行っています。**

▶ 貸付決定と送金

貸付が決定すれば「借用書」に借入申込者、連帯保証人（必要な場合のみ）が署名捺印し「印鑑登録証明書」を添付し受付した市区町村社会福祉協議会に提出ください。

※ 借用書に記入いただく住所、氏名の表記および捺印した印鑑の印影は、添付いただく印鑑登録証明書と一致することが必要です。正確に記入し、確認の上、提出ください。不備の場合は書き直しいただく必要があり、送金が遅れることがありますのでご注意ください。なお借入金は銀行振込となります。

▶ 償還（返済）方法

元金利子均等償還による返済になります。金融機関（銀行・郵便局）の口座振替(自動引き落とし)を利用いただくことになります。口座振替日は毎月27日です（休日の場合は翌営業日）。毎月の返済金額を前日までに入金ください。なお最終償還期限までに償還金を完済できない場合は、残元金につき年3%の延滞利子が発生しますので、期限内に遅れないよう返済をお願いします。償還完了後に「借用書」をお返しします。

生業を営むために必要な経費の貸付

事業を開始したり拡充するために必要な経費を貸付するもので、店舗確保のための保証金や権利金などの費用、店舗・作業場等の改修などに要する費用、設備・機械などを購入するための費用が対象となります。**材料・商品等の購入費、家賃、賃金などの運転資金は貸付金の対象になりません。**

- ① 個人事業主を対象とします。会社・団体など法人組織が経営する場合やフランチャイズに加盟する場合は対象になりません。
- ② 許認可制により各種証明書が必要な場合や有資格者を要する場合等は関係書類の添付が必要となります。
- ③ 安定した事業運営を図るために資金の保有が必要であり、借入申込みにあたり「**総事業費（借入申込額ではありません）の20%の自己資金が確保されていること**」。申込み日以前継続して3か月間、安定した収入が自己資金として確保されていることを金融機関の通帳等で確認させていただきます。
- ④ 店舗賃貸借契約などが、物件所有者と借入申込者との契約でない場合は対象になりません。
- ⑤ 貸付金使途の確認のため、送金完了後1か月以内に「開店した店舗の写真」や「購入した物品の写真」など事業ごとに添付書類が異なりますが「**貸付事業完了報告書**」の提出が必要となります。
- ⑥ 日本政策金融公庫の各種制度など**他制度の利用が優先**になります。

住宅の増改築、補修等に必要な経費の貸付

居住する住宅を増築、改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費が対象になります。**新規に住宅を購入する経費は対象になりません。**

障がい（重度）のある方の身体状況等に応じて、障がい者世帯が居住する住宅を安全かつ利便性に優れたものに改修・改造する工事、または高齢者世帯等が、介護保険法に基づく介護予防のために居住する住宅を改修・改造する工事などの費用について、**各種助成金が受けられる場合は優先して活用し、助成額を控除した金額が貸付対象金額となります。補修等の完了後1か月以内に「貸付事業完了報告書」（住宅補修後の写真、領収書等添付）の提出が必要となります。**

負傷または疾病の療養に必要な経費の貸付

世帯員の負傷または疾病の療養に必要な経費（当該療養期間は原則1年以内とし、特に必要と認められるときは1年6か月の範囲内とする）およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費が対象になります。

- ① 医療費については、負傷等された方の「高額療養費における自己負担限度額」となります。高額療養費制度の手続きを行い、事前に「健康保険限度額適用認定証」の交付を受けてください。
- ② 療養期間については、医師診断書に基づく診療見込期間で判断いたします。
- ③ 健康保険の適用となる医療費が対象となりますが、ベッド差額や入院給食費も借入可能です。
- ④ 「療養期間中の生計を維持するために必要な経費」については、世帯数による最低生活基準額（生活保護基準月額）を基本に算出いたします。もし世帯収入があれば最低生活基準額からその収入分を控除した額が当世帯の生活費となります。なお**元から収入が少ない方や職場復帰の見込みがない方は対象になりません**（証明する書類の提出を求めます）。また、この経費（生活費）のみの申込みも対象になりません。
- ⑤ 「療養期間中の生計を維持するために必要な経費」を申込みする場合、**連帯保証人の設定が必須**となります。

障がい者用自動車の購入に必要な経費の貸付

障がいのある方が自ら運転するか、障がいのある方と生計を同一にする方が専ら当該障がいのある方の日常生活の便宜を図るために運転する自動車（四輪車に限る）を購入する場合に対して貸付を行います。

- ① 障がい者世帯が通勤、通院、社会参加などのために自動車を購入する場合が対象になります。
- ② 障がいのある方が生活保護を受給されている場合は対象になりません。
- ③ 近所(隣接市内・区内)に住む親族が、障がい者のために自動車を運転する場合は、障がいのある方が「借入申込者」となり、運転される親族の方が「連帯保証人」となります。生計を一にするという考え方が基本であり、この場合のみ、ボランティアや第三者は連帯保証人になることはできません。
- ④ 原則として排気量 2,000cc以下の自動車とします。
- ⑤ 現在**使用中の車**を買い替える場合は「走行距離が5万 kmを超えている」「5年以上乗車している」のいずれかが当てはまる場合、貸付の対象となります。
- ⑥ 申込書類は車購入先の見積書、カタログ（中古車の場合は写真）、価格表、運転免許証、障がいのある方の「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」の写しが必要となります。
- ⑦ 「車輛本体価格」から「値引き」した額（消費税込み）を基本に貸付金額を算定いたしますが、最終的に貸付金額を決定するにあたり自動車販売業者に金額等を確認させていただきます。
- ⑧ 申込金額は万円単位（端数切捨）となります（他の福祉資金は千円単位での申込み）。
- ⑨ 付属品購入費用や税金(消費税を除く) 保険料、手続代行などの諸費用は貸付金の対象になりません。
- ⑩ 購入される車種は変更することができませんので、十分に検討いただき借入申込みをお願いします。
- ⑪ 貸付金が決定すれば、**見積書の車購入先への直接送金を原則とします。業者への振り込みについて同意いただくとともに本会から業者への確認（送金方法等）をさせていただきますのでご了承ください。**
- ⑫ 見積書は自動車販売業者（中古含む）が発行するもので、個人取引による契約は対象になりません。
- ⑬ 現在使用している車を買替える場合は、現在の車の車検証、駐車場を確保している証明書(自動車保管場所証明書、見取図など)を添付してください。
- ⑭ 貸付金使途の確認のため「売買契約書」「自動車検査証」「購入車両の写真」など必要書類を添付して、購入後 1 か月以内に「貸付事業完了報告書」の提出が必要です。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 生活支援部

〒542-0065 大阪市中央区谷町七丁目4-15 大阪府社会福祉会館

TEL:06-6762-9474(貸付)

TEL:06-6762-9480(償還)

別表 生活福祉資金 福祉資金一覧表

【貸付条件】 資金の種類ごとに、下記のとおり貸付条件・基準があります。
据置期間 6か月以内 利子 無利子 ※ただし連帯保証人をつけられない場合は年利1.5%

No	資金使途	貸付限度額	償還期間
1	生業を営むために必要な経費 事業を開始したり、拡充するために必要な経費（店舗権利金、店舗改造費、機械購入費など） 【添付書類】 賃貸物件見積書、購入品見積書・カタログ、各種免許証・許可証、事業発注証明書、事業所の付近地図、総事業費2割の自己資金3か月以上確保されている証明（金融機関の通帳で確認）など	460万円	20年以内（240回）
2	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ホームヘルパーなどの資格取得、学校教育法に規定されていない各種学校等に就学する場合などに必要な経費 ※学校種類で「学校教育法」に規定される学校は教育支援資金貸付 【添付書類】 各種学校、受講する機関等への就学が証明できるもの（在学証明書・入学許可証・合格通知書など）、 運転免許等の資格取得、講座受講または成人の方の就学については、雇用先の「（資格取得の場合は必須条件としていることが明記されている）雇用契約書」、所要金額がわかる資料など	130万円（6か月以内） 220万円（1年以内） 400万円（2年以内） 580万円（3年以内） 習得期間が6か月を超える場合は、3年の範囲内で月額15万円以内の額を加算	8年以内（96回）
3	居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費または公営住宅を譲り受けるのに必要な経費 【添付書類】 工事費用の見積書、平面図、現在の状況を証明する写真、借地・借家の場合は地主・家主の承諾書など	250万円	7年以内（84回）
4	福祉用具等の購入に必要な経費 【添付書類】 購入しようとする機能回復訓練器具・用具等の見積書、カタログ、パンフレットなど	170万円	8年以内（96回）
5	障がい者用自動車の購入に必要な経費 【添付書類】 運転免許証、障がい者手帳、車購入先の見積書、カタログ、価格表 買い替えの場合は旧車両の車検証、業者振込に関する同意書（詳細については「貸付のごあんない」をご参照ください）	250万円	8年以内（96回）
6	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 【添付書類】 特例措置対象者該当通知、追納保険料納付書など	513.6万円	10年以内（120回）
7	負傷または疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 【添付書類】 診断書（所定様式）、諸経費明細がわかる資料など	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	5年以内（60回）

No	資金使途	貸付限度額	償還期間
8	介護サービス、障がい福祉サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びそのサービスを受ける期間中の生計を維持するために必要な経費	期間が1年を超えないときは170万円	5年以内（60回）
	【添付書類】 サービス利用料金がわかる資料（請求書など）、要介護認定が証明できるもの 各種サービスを利用していることがわかる資料など	1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	
9	災害を受けたことにより自立のため臨時に必要な経費 ※火災保険、見舞金等で対応できるものや損害を賠償する目的のものは対象外	150万円	7年以内（84回）
	【添付書類】 官公署が発行する「り災証明書」、購入する日常家財道具などの経費がわかる見積書、購入品目カタログ・パンフレット、転宅先となる賃貸物件の見積書など		
10	冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年以内（36回）
	【添付書類】 結婚：結婚式の経費がわかる見積書、婚姻関係がわかる書類など 出産：出産に関する母子健康手帳、必要経費がわかる見積書など 葬祭：死亡診断書、喪主との関係がわかる書類、葬儀費用の見積書または領収書など		
11	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年以内（36回）
	【添付書類】 住宅の移転：賃貸物件の敷金などの見積書、運送費用の見積書など 給排水設備：設置に必要な経費見積書、賃貸物件の場合は家主の承諾書など		
12	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年以内（36回）
	【添付書類】 就職や技能習得のために必要な経費（洋服代、定期代などの）見積書		
13	その他日常生活上一時的に必要な経費 ・生活保護世帯に対しての生活必需品等購入費用 ・国民年金（任意加入・後納制度）の掛け金 ・修学旅行等の費用 ・帰省用費用 ・冬期間の暖房用燃料の一括購入費用	50万円	3年以内（36回）
	【添付書類】 生活必需品：自立更生計画が適正であることの記載がある福祉事務所の保護意見書 国民年金：年金（任意加入・後納制度）の掛け金などの経費がわかるもの（日本年金機構からの通知書など） 帰省費用：帰省先との関係を証明するもの、この帰省を本資金を借りてまで行わなければならない理由がわかるもの（償還の観点から日常的な帰省は対象となりません） 暖房費用：一括購入の必要性を証明するもの（一括購入が妥当と判断できないものは対象となりません） その他必要経費のわかる見積書など		

貸付金を他に流用したとき、社協による相談・支援に応じないとき、虚偽の申請その他不正な手段で貸付を受けたとき、故意に貸付金の償還を怠ったときは、貸付金の全部又は一部を一括償還していただきます。
また、虚偽の申請等不正な申込と判断した場合は、警察に通報します。